

令和3年横審第23号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月26日11時10分

神奈川県荒埼西側の陸岸

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.6トン

登録長 5.71メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 66キロワット

3 事実の経過

Aは、オーニングを展張した船体中央部の右舷側に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪を、舵輪の左側に魚群探知機一体型のGPSプロッターを、同右側に機関遠隔操縦レバーを、舵輪の後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が、船舶所有者が運営するマリーナから賃借し、同人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.25メートル、船尾0.40メートルの喫水をもって、令和2年6月26日09時45分神奈川県三崎港に所在のマリーナを発し、小網代湾内の釣り場に向かった。

a受審人は、小網代湾内の2箇所の釣り場で釣りを試みたものの、波の影響で釣りを続けられないと判断して魚群探索しながら宮田湾まで移動し、11時00分亀城礁灯標から128度（真方位、以下同じ。）1,400メートルの地点で、船首が風下を向くように機関を使用しながら停留し、操縦区画前部及び右舷側船尾部の各椅子に同乗者をそれぞれ座らせて釣りを再開した。

a受審人は、釣りを始めて間もなく右舷側船尾部の同乗者が釣り糸をプロペラに絡ませたため、直ぐに機関を停止して船外機をチルトアップし、漂泊した状態となって折からの風潮流により020度方向に1.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、釣り糸の取り外し作業を開始した。

ところで、a受審人は、過去に釣り糸をプロペラに絡ませ、短時間でプロペラから釣り糸を取り外した経験を有していた。

a受審人は、11時03分亀城礁灯標から117.5度1,360メートルの地点に至り、船首が045度を向いていたとき、荒埼西側の陸岸（以下「荒埼陸岸」という。）まで300メートルとなり、その

後圧流されながら同陸岸に接近する状況を認めたが、まだ荒埼陸岸まで距離があったことから、今回も前回同様、短時間でプロペラから釣り糸を取り外すことができるものと思い、錨を使用して船体を停止させるなど、圧流に対する措置を適切にとらなかった。

a 受審人は、釣り糸の取り外し作業を行いながら漂泊を続け、11時10分亀城礁灯標から107度1,350メートルの地点において、Aは、船首が070度を向いたとき、1.4ノットの圧流速度のまま、荒埼陸岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、神奈川県横須賀市及び三浦市には、強風、波浪及び雷の各注意報が発表されていた。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、のち廃船処理され、同乗者1人が7日間の加療を要する左肩打撲傷、頭部打撲及び顔面挫傷を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、荒埼南西方沖合において、プロペラに絡んだ釣り糸を取り外すために漂泊する際、圧流に対する措置が不適切で、荒埼陸岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、荒埼南西方沖合において、プロペラに絡んだ釣り糸を取り外すために漂泊中、折からの風潮流により圧流されながら荒埼陸岸に接近する状況を認めた場合、同陸岸に接近することのないよう、錨を使用して船体を停止させるなど、圧流に対する措置を適切にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、まだ荒埼陸岸まで距離があったことから、今回も前回同様、短時間でプロペラから釣り糸を取り外すことができるものと思い、圧流に対する措置を適切にとらなかった職務上の過

失により、荒埼陸岸に向かって圧流されて同陸岸への乗揚を招き、船体を損傷させ、同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

横浜地方海難審判所

審判官 吉 川 弘 一